⑹　本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する場合には、技術提案等の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。

なお、設計共同体として競争に参加する場合は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年６月25日付け大阪航空局長）に示す設計共同体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時までに大阪航空局の平成31・32年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」のＡ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。（受注者が業務遂行に当たって、その業務を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタントも含む。）

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　次に掲げる業務実績を有すること。

設計共同体の代表者又は構成員、又は単体にあたっては、平成21年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した「同種業務」又は「類似業務」の実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）

なお、当該業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。

【業務実績】

・同種業務：空港での空洞調査（土質又は地質に限る）
・類似業務：空港以外での空洞調査（土質又は地質に限る）
※「空港」とは、空港法（昭和31年法律第80　号）に定める空港及び共用空港をいう。

⑺　設計共同体の代表者又は単体においては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

当該調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）以下のいずれかの資格を有する者。

・技術士　総合技術監理部門―建設（土質及び基礎）又は応用理学（地質）
・技術士　建設部門（土質及び基礎）又は応用理学部門（地質）
・国土交通省登録技術者資格※
（施設分野：空港施設、業務：計画・調査・設計）
・ＡＰＥＣエンジニア（Industrial、Civil、Structural、Geotechnical、Environmental）（業務に関する部分）
・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者
・ＲＣＣＭ（地質）又は（土質及び基礎）

※「国土交通省登録技術者資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等品質管理に資する技術者登録規程」（平成26年11月28日付国土交通省告示第1107号）に基づき、技術者資格登録簿に登録された資格をいう。

※「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが、転職等により登録していない立場にいる者

※外国資格を有する技術者（日本国及びＷＴＯ政府調達協定締結国、その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

２）２⑹に掲げる業務の経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。

３）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑻　設計共同体の代表者又は構成員、又は単体にあたっては、大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」（土木）の業務で、平成27年４月１日以降に完成した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。

⑼　設計共同体の場合は、技術資料に対して、次の要件が満たしていること。

①　構成員は、その技術力を集結して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

②　構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。

③　構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、ひとつの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めない。

⑽　資料に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

１）再委託の内容が主たる業務の場合。

２）業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

⑾　資料の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

１）資料の提出がない場合や内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

２）資料の各様式（業務実施体制、実施方針等及び評価テーマに対する技術提案）の注記に反する記載がされている場合。

⑿　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒀　入札説明書の交付を受けた者であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

１）入札参加希望者は、「価格」及び「配置予定管理技術者の経験及び能力」「実施方針等」「評価テーマに対する技術提案」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者